

令和6年5月17日

大仙市議会議長 古谷 武美 様

大仙・食を考える会

代表 松井 和枝
浅利 公典
浅利 泰佳
浅利 雅子
伊藤 明子
齊藤 佐代
佐々木 律子
伝野 麻衣子

従来のあきたこまちとあきたこまちRの分別表示を、
大仙市として消費者庁に意見書提出することを望む陳情書

〔陳情事項〕

消費者が目にする米の袋や広告、宣伝に至るまであきたこまちRであるにも拘わらず、その表示はあきたこまちとすることになりました。食味や栽培方法がたとえ同等であるとしても、従来のあきたこまちとあきたこまちRでは、重イオンビーム育種で開発した品種の有するカドミウム低吸収性という特性の違いがあります。その違いからも正確な商品表示を望みます。

あきたこまちとあきたこまちRの分別表示をしないことは、消費者庁が管轄している食品表示法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)の不適正な表示、虚偽の不当な表示に当たるため、大仙市として消費者庁に分別表示の意見書提出をして頂きたいです。

消費者憲章による消費者の8つの権利、①生活の基本的ニーズの保障 ②安全である権利 ③知らされる権利 ④選ぶ権利 ⑤意見を聞かれる権利 ⑥補償を受ける権利 ⑦消費者教育を受ける権利 ⑧安全な環境の中で働き生活する権利 があります。その②③④にあきたこまちRは該当します。

〔陳情理由〕

- ・重イオンビームという放射線を当てて遺伝子の1塩基を破壊した低カドミウム米であるあきたこまちRを食べ続けた安全性の実証がないから、消費者としては食べたくありません。安全である権利が侵され選ぶ権利も行使できないため、分別表示を望みます。
- ・知らされる権利から、あきたこまちとあきたこまちRとを分別し表示し知らせて頂きたいです。
- ・選ぶ権利から、従来のあきたこまちを選び購入できるようにして頂きたいです。

